

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成16年12月1日

提出者 足立区長 鈴木恒年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成16年7月28日	197,400円		平成16年7月20日、足立区足立二丁目14番4号先のごみ集積所において清掃車への積み込み作業をしていたところ、不燃ごみとして排出された塗料缶が清掃車内で押し潰されて破裂し、塗料の飛沫が相手方住居の塀、玄関、網戸に飛び散り、損害を与えた。
平成16年8月16日	200,000円		平成16年6月19日、足立区中川二丁目9番6号の相手方宅車庫において粗大ごみの収集作業中、アンティークのシャンデリアを粗大ごみと誤って持ち上げた際、これを破損し、損害を与えた